

「夏の交通安全運動」実施要領について

(公社) 福岡県トラック協会

1. 実施期間

令和6年7月10日（水）～令和6年7月19日（金）の10日間

2. 重点項目

- (1) 飲酒運転の撲滅
- (2) こどもと高齢者の交通事故防止
- (3) 妨害運転の防止
- (4) 信号を守る（追突事故防止）
- (5) 横断歩道者事故等の防止

3. 具体的推進事項

(1) 組織的に実施するもの

【県ト協が実施するもの】

- ① ポスター等を作成して全会員に配布するなどにより、運動の周知・徹底を図る。
- ② 期間中、適正化事業指導員による街頭パトロール指導等を実施し、重点項目の推進を図る。
- ③ 輸送情報等の広報媒体を利用し、運動の周知と意識の高揚を図る。

【各支部が実施するもの】

- ① バスキャンペーン等の際には、「信号を守ろう横断幕」を積極的に活用して、会員事業所及び地域住民に本運動の浸透と交通安全意識の高揚を図る。
- ② 傘下会員事業所（事業主・管理者・従業員）を対象に必要なに応じて交通安全のための講習会を開催し、運動の周知徹底を図る。
- ③ 所轄警察署等の関係行政機関及び各地区交通関係団体と連携を密にして、運動の効果的推進を図る。

(2) 会員事業所が実施するもの

- ① 運動期間中は、各事業所において桃太郎旗等を掲げるとともに運転者への安全運転教育並びに指導を徹底する。
- ② 事業用トラック事故の約半数を占める追突事故を防止するため、運転者に安全な運行についての指導を徹底する。
- ③ 適切な運行計画や乗務割を策定するとともに、点呼時には必ずアルコールチェッカーを使用して酒気帯びの有無について確認し、運転者の健康状態を十分把握のうえ、適切な乗務指示を行う。
- ④ 当運動ポスターを掲示し、ポスター掲載の無事故カレンダーに交通事故発生の有無について日々「○×」を記入し、無事故達成に向けての指標とする。
- ⑤ 車両の日常点検及び定期点検を確実に実施し、整備不良による交通事故を防止する。

(3) ドライバーの遵守事項

- ① 飲酒運転は絶対にしない。
- ② 歩行中や自転車乗車中のこども、高齢者等を見かけたら、スピードを落とし、その行動に注意するなど、より慎重な運転に努める。
- ③ 周りの車等に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持ち、重大な交通事故につながる悪質性・危険性の高い妨害運転（あおり運転）をしない。
- ④ 信号を守り車間距離の適切な保持など追突事故防止に努める。
- ⑤ 横断歩道に歩行者を見かけたら、横断歩道手前で一時停止し、歩行者の横断を妨げない。

4. 配慮事項

- (1) 期間中は、交通事故をなくす福岡県民運動本部・県警察・運輸支局等の関係行政機関及び交通関係団体と連携を密にして、本運動の効果的な推進を図ること。
- (2) 街頭キャンペーン等を行う際には、受傷事故防止に十分配慮すること。

夏の交通安全運動

令和6年7月10日(水)～令和6年7月19日(金)

1 飲酒運転の撲滅



2 こどもと高齢者の交通事故防止



3 妨害運転の防止



4 信号を守る (追突事故防止)



5 横断歩道者事故等の防止



7月 無事故カレンダー

記入責任者名: _____

10 水	11 木	12 金	13 土	14 日
15 月 海の日	16 火	17 水	18 木	19 金

